

ID: 1566

担当部署: 都市建設課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の9第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第45条の9第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の廃止) 第45条の9 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日